

# 保 健 課 か ら の お 知 ら せ

## 柔道整復師の施術を受けられる方へ

整骨院や接骨院で施術を受ける場合、すべての傷病に対して組合員証や被扶養者証（以下、「組合員証等」）が使用できるわけではありません。対象の傷病をご理解のうえ、負傷の原因を正しくお伝えし、適正受診にご協力ください。

組合員証等が使用できる場合	組合員証等が使用できない場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨折</li> <li>・脱臼</li> <li>・打撲</li> <li>・ひび</li> <li>・捻挫</li> </ul> <p>※緊急の場合を除き、 医師の同意が必要です。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる肩こり</li> <li>・加齢からの痛み</li> <li>・筋肉疲労、肉体疲労</li> <li>・慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用</li> <li>・勤務中や通勤途中での負傷</li> </ul> <p>等</p> 

### ● 施術を受けるときに注意すること ●

1. 負傷原因を施術者に正確に伝えてください。
2. 療養費支給申請書の内容（負傷原因、傷病名、日数、金額）をよく確認して、必ず自分で署名してください。
3. 領収書は必ずもらって保管しておき、医療費通知書で金額、日数の確認をしてください。



#### はり・きゅう・あんま・マッサージも注意！

対象となる症状があり、医師の同意書または診断書がある場合のみ、健康保険が適用されます。

※交通事故等による第三者行為によって負傷し、医療機関を受診する場合は、保健課までご連絡ください。